

令和4年度第7回御船町議会定例会（12月会議） 議事日程（第4号）

令和4年12月14日

午前10時00分開会

1 議事日程

- 第 1 報告第 9 号 専決処分の報告について
- 第 2 報告第10号 専決処分の報告について
- 第 3 議案第29号 工事請負変更契約の締結について
- 第 4 議案第30号 御船町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について
- 第 5 議案第31号 御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 第 6 議案第32号 御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 第 7 議案第33号 御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 第 8 議案第34号 御船町職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 第 9 議案第35号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について
- 第10 議案第36号 御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第37号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及
び規約の一部変更について
- 第12 議案第38号 令和4年度御船町一般会計補正予算（第8号）について
- 第13 議案第39号 令和4年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
について
- 第14 議案第40号 令和4年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につ
いて
- 第15 議案第41号 令和4年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

について

第16 議案第42号 令和4年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）について

第17 議案第43号 令和4年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

第18 議案第44号 令和4年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）について

第19 議案第45号 令和4年度御船町水道事業会計補正予算（第4号）について

第20 同意第1号 御船町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

第21 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

第22 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1番 中城 峯 雄 君	2番 井 藤 はづき 君
3番 宮 川 一 幸 君	4番 福 本 悟 君
5番 田 上 英 司 君	6番 増 田 安 至 君
7番 森 田 優 二 君	8番 岩 永 宏 介 君
9番 福 永 啓 君	10番 田 上 忍 君
11番 藤 川 博 和 君	12番 清 水 聖 君
14番 池 田 浩 二 君	

3 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 安 田 哲 也 君

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長 藤 木 正 幸 君	副 町 長 宮 本 正 君
教 育 長 上 杉 奈 緒 子 君	総 務 課 長 野 口 壮 一 君
企 画 財 政 課 長 本 田 隆 裕 君	町 民 税 務 課 長 畑 野 英 樹 君
福 祉 課 長 西 本 和 美 君	こども未来課長 沖 勝 久 君

健康づくり保険課長	作田 豊明 君	農業振興課長	井上 辰弥 君
商工観光課長	河地 克敏 君	建設課長	島田 誠也 君
環境保全課長	鶴野 修一 君	会計管理者	田中 智徳 君
学校教育課長	本田 恵美 君	社会教育課長	緒方 良成 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、野口総務課長の発言を許します。

○総務課長（野口壮一君） 今回上程しております議案に一部誤りがありましたので、修正をさせていただきます旨であります。

議案書23ページをお願いします。議案第33号、御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。24ページをお願いします。本文の表題です。「御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を改正する条例」ということで表題をしておりますけれども、正しくは、「御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」です。

大変申し訳ございません。今後もチェック体制を万全にしていきたいと思います。皆様に今から修正したものをお配りさせていただきます。よろしくお願いします。

〔修正議案書 配布〕

○議長（池田浩二君） 次に、社会教育課長の発言を許します。

○社会教育課長（緒方良成君） 昨日の森田議員の恐竜博物館の運営についての質問で、グッズ販売について、令和3年度の在庫数による金額の質問がありました。在庫数による金額につきましては、金額を出しておりませんでしたので御報告申し上げます。

○7番（森田優二君） 今の話では、在庫数の金額という話でしたけれども、ほかの金額も全然出ていないんですよ。それも言っていたでしょう。この表をもらっている、ようするに、個数は書いてあるけれども、その個数もちゃんと整合性のある最後の計算書を見せてくれというのも言っていました。それと、金額が全然書いてないから金額も入れてくださいと。私は在庫数の数だけ金額だけ聞いているんじゃないんですよ。そうでしょう、教育長。

これは9月に同じような質問をして、そのときは恐らく出らんだろうからということで待っていたが、10月まで返事がなかった。だから10月に、こういうことで何の返事も無いということで指摘をさせていただきました。そのとき、教育長は12月にきちんと資料を提出しますということで、私も一応そのとき、何で12月かなと。次の議会、11月が決まっていのに何で12月と言われるかなと思ってですね。そして今度の議会まで待っていました。グッズ販売だから、その棚卸とか何とか、その関連は質問するということがわかっていたと思うんですけども、その資料が紙1枚で出たから、これは、この数字は整合性がないから駄目ですよ。この数字の整合性のある資料と金額も一緒に入れてくださいということをお願いをしておりました。

これは決算があっているから資料的にあるはずですよ。今日の終わりまで待っておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 報告第9号 専決処分の報告について

○議長（池田浩二君） 日程第1、報告第9号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 報告第10号 専決処分の報告について

○議長（池田浩二君） 日程第2、報告第10号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第29号 工事請負変更契約の締結について

○議長（池田浩二君） 日程第3、議案第29号、「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） 町道小敷田西往還線の道路改良工事の変更内容について、1、2、3の記載がありますが、それぞれの増額の金額について、お尋ねをいたします。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

まず、1番の変更理由に伴う金額が188万円です。2番の金額が66万8,000円です。3番が287万5,000円です。

○1番（中城峯雄君） ①です。土質試験の結果、利用するには土質を改良しなければならないということですが、どのような土質だったのでしょうか。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

非常に含水率の高い土質ということで、水分量の多い土質ということになります。試験結果におきまして、戻し土としては適当でないという検査結果が出ております。

○1番（中城峯雄君） 現地は、御承知のように熊本地震の前震の場所、試掘もしてありましたね。そういうところで、前震の影響ではないとは思いますが、そのような土質ですね、わかりました。

それと、次に、③に歩道側に設置する転落防止柵の一部をデザイン転落防止柵に施工するとありますけれども、これが280万円で一番金額が大きいですが、どのようなデザイン転落防止柵でしょうか、お尋ねします。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

議案説明書の3ページをお開きいただいてよろしいでしょうか。今回整備いたします道路の歩道側のほうに転落防止柵がございます。そちらの3ページのデザインフェンスの参考図というものと、デザインフェンスの配置案というものをお付けしておりますが、こちらのほうに、一応御船町恐竜のまちづくりを進めております。御船町のPRも兼ねまして、恐竜の図柄をフェンスに描きまして設置をしたいと考えております。

○1番（中城峯雄君） はい、わかりました。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） 全員協議会でも一部質問しておりました。今回は増額補正ということでしたが、変更内容の1番、2番、3番のうち2番は、隣接した建造物、これの再設置を当初補償で対応していたが、補償をせんで工事をする事になりましたと書いてございます。そうしますと、補償部分が減額されていると、これからは読み取れるわけなんです、

補償部分は幾ら減額されて、今回増額になったのは先ほどの質問で66万8,000円ということがわかりましたけれども、計、いってこいがあると思いますが、その部分の説明をお願いいたします。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

こちらは全員協議会でもお尋ねがありました。補償額として、当初算定をしております額が68万3,000円で行いました。工事費に組み替えた場合は、設計ベースに置くと73万円になりましたが、請負ベース、請負率を掛けた金額が先ほどの66万8,000円ということになりまして、組み替えたことで1万5,000円ほど今回が安くなっているという状況です。

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号、「工事請負変更契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第30号 御船町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第4、議案第30号、「御船町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） これも全員協議会で聞いていたことなんですが、昨年度、実は人事院勧告を、同じようなことを受けて一時ちょっと下げているんです。しかし、物価というものは急激な円高及びウクライナ侵攻を受けて、オイルショック以来の高騰をみせています。1回ここの時点で下げました。今回また上げます。ここの下げる前の時点、そして今上げた時点、ここはボーナス及び給料、これはどちらが高い、どちらが上がっている。ど

ういうふうになっていますでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 今、議員がおっしゃいましたように、令和2年度と今回の条例の改正分の比較試算をしてみました。言われるとおり、令和3年度でコロナ等により経済が低迷したことでボーナスのほうの支給月数は下がりました。今回、景気が見直しつつあるということで、ボーナスに関しては職員が0.1月分アップになるというところなんですけど、令和2年度と比較しますと、そこにはまだ辿り着いてないというところであります。

一方、月給のほうですけど、これは全員協議会でも御説明をしましたけれども、若年層の職員に係る月例給を上げてあります。平均で0.23%上げてあります。これを試算しますと、令和2年度よりアップになっています。職員の平均年齢が、今御船町職員が38.2歳、平均で額を出しております。先ほど言いましたボーナスで令和2年度と比較しますと、約3,000円のボーナスがマイナスになっています。一方月例給です。これは若年層の職員が中心ですけど、年間2万2,000円ほどの給料が増額になってくるということになっております。

○9番（福永 啓君） としますと、若年層というのは年齢的にわかりにくいところなんですけど、何歳ぐらいまでの方は、今若年層若年層とおっしゃいましたが、そこをきちっと何歳までとわかることがありましたら、それを言ってみてください。

それと、若年層の方までの月給は、その前、落ちる前の段階よりも高くなっていると。しかしその若年層以外の、何歳から何歳ぐらいまでの方は、それ以下になっているということだと思いますけれども、その年齢がわかればお願いいたします。

○総務課長（野口壮一君） 今回の月例給の改正の主なものとして、最初の初任給、高卒それから大卒に係る職について、月例給は3,000円アップです。それから20代半ば、それから若年層ということで、30代半ばまでということで範囲はなっております。理由として、いわゆる今公務員離れあたりも問題になっております。受検者数も年々公務員を志望する者が減ってきているということも1つ。それから、途中で離職していく職員も見受けられるというようなところを勘案されたところで、今回人事院勧告により、この若年層を対象とした月例給の見直しがなされているというところですよ。

○9番（福永 啓君） 本来、一番お金が要るのは、子どもがいる40代、50代の方が一番要るのかなと思いますが、その部分については減額されたままということですね。大変厳しい状況じゃないかと思いますが。そもそも、この人事院勧告、これは、国は国家公務員の

人事院勧告に従ってやるわけです。県は県独自の給与に関するものを持っています。町は、これはどのように決めているのでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 今、議員がおっしゃいましたように、県の人事委員会を大体参考にしているところなんです。基本は、上位法である地方公務員法を基本に町の条例改正を行っているという状況です。

○9番（福永 啓君） もちろんそれは法律に基づいてやるのですが、地方公務員法には幾ら上げなさいとか、これを幾らにしなさいとかいう表があるわけではなくて、その改正をされるわけではないんですよね。実際に先ほど申し上げた若年層を上げて、そして働き盛りである40代とかを上げなかった、これは何に従ってそれを作ったのかということです。

御船町は、これは地方公共団体ですから、やろうと思えばそれは自由に上げることができるんですが、御船町は、その分配を何に従ってやっていたのかということです。

○副町長（宮本 正君） 制度的な話なので、私が承知しておりますので、そこをお答えをさせていただきますと思います。

公務員の給与は、国の場合は国家公務員の給与について、人事院が調査をして、民間と比較して、支給勧告を行って、国会が決定します。地方公務員の場合は、地方公務員法に情勢適用の原則というのがありまして、国、他の地方公共団体、それらの情勢に応じた形にすべしという規定がございます。

給料表は国が俸給表という形で作っておりますが、これを各都道府県、全国の1,700団体の市町村の多くがこれに同じ給与表を作っております。一部の政令市等で給料表を独自に作っておりますが、給料表を独自に作るというのは膨大な労力が必要です。国もできるだけ同じ給料表を使ったら国と同じような情勢適用の原則を適用することができるという形で、総務省も指導しておりますので、各都道府県それから多くの市町村が、国が民間との均衡を図った給料表を使うことで情勢適用がされるという判断で、各都道府県それから多くの市町村がこれに準じた扱いということにしているところでございます。

○9番（福永 啓君） わかりました。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号、「御船町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第31号 御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第5、議案第31号、「御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号、「御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第32号 御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第6、議案第32号、「御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関

する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号、「御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第33号 御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第7、議案第33号、「御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号、「御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 議案第34号 御船町職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第 8、議案第34号、「御船町職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号、「御船町職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 議案第35号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第 9、議案第35号、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第36号 御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第10、議案第36号、「御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これから、議案第36号、「御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

失礼しました。

日程第10、議案第36号、「御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号、「御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第37号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（池田浩二君） 日程第11、議案第37号、「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号、「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり同意することに決定されました。

一部訂正します。

議案第37号、「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第38号 令和4年度御船町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（池田浩二君） 日程第12、議案第38号、「令和4年度御船町一般会計補正予算（第8号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（福本 悟君） 何点かについて伺いをします。

まず、歳入予算説明書から伺います。2ページから3ページにかけてですが、今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,139万2,000円の補正が上がっております。今回お買い物券事業第2弾に充てるということになっておりますが、どのような理由でこのような事業に決定されたのか伺います。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

交付金の使途につきましては、これまでも議会から御意見をいただいております、我々も様々な事業を検討いたしました。その中で、今回の交付金が物価高騰で影響を受ける国民への支援という趣旨であることを踏まえまして、最もわかりやすく公平に支援が行き渡る方法としまして、お買い物券を交付することにしました。

○4番（福本 悟君） 企画財政課長に再度お尋ねですが、検討する中で高齢者等というお話はなかったのでしょうか。高齢者等に充てるという。

○福祉課長（西本和美君） 高齢者等に対するものについても検討をいたしましたが、高齢者が利用されている介護保険事業所及び障がいに関しても県のほうから、施設向けの物価高騰に対する援助のほうが実施されることが決まっております。

また、今回、先ほど企画財政課長からもお話がありましたように、物価高騰に対する支援は、高齢者も含めて行われるため、特段高齢者を別に支援するということは今回しておりません。

○4番（福本 悟君） わかりました。

次の質問に入ります。歳入予算書の4ページになります。ふるさと応援基金繰入金1,506万7,000円について伺います。今回、ふるさと応援基金は4つの目的に沿って使われていると思いますが、この1,506万7,000円の目的別の内訳はどのようになっていますでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

まず、子育て支援教育に関する事業につきまして588万1,000円となっております。次に、

安全で快適な環境づくりに関する事業が790万8,000円となっております。地域振興に関する事業については、今回は該当がありません。その他、目的達成のため町長が必要と認める事業については127万8,000円、合計1,506万7,000円となっております。

○4番（福本 悟君） それでは、今回の補正により、ふるさと応援基金の残高はどのようになっていますでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

今回の補正予算まで含めまして、ふるさと応援基金の残高は、予算ベースで申しますと16億1,532万5,000円となります。

○4番（福本 悟君） 予算ベースで16億円ということですね。わかりました。

それでは次に歳出に入らせていただきます。歳出予算説明書の7ページになります。定住支援活動補助金として今回30万円程度補正予算が上がっております。この定住支援員の方が積極的に活動されていることだと思っております。大変よいことでありますが、今回の12月補正30万円が補正となった理由について説明を求めます。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

定住支援に係る予算としまして、謝金と活動補助金があります。これらを上限として、上限350万円までが地方交付税で措置をされます。今回、支援員の活動日数が当初の予定よりも少なくなりましたので、活動日数が当初の日数よりも減る見込みとなりましたので、その分、謝金に余りが出る見込みとなりました。その分を逆に活動補助金のほうに使って、事業促進を図ろうということで今回補正を出しております。

○4番（福本 悟君） なかなか今ちょっと理解がすみませんできませんでした。当初は謝金が240万円で、活動補助金が110万円で合計の350万円ですか。今のを聞きますと、謝金のほうが少なく、その分を活動補助金のほうに回したということですか。もう1回いいですか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

せっかく地方交付税で措置されるという事業ですので、これを十分に使いたいという趣旨であります。当初予算が謝金が240万円、それから活動補助金が110万円で組んでおりました。定住支援のこの謝金の240万円ですが、毎月、月20万円で12カ月分を考えておりました。その計画した日数に、支援員がそこまで、活動日数がいかなかったものですから、この最初の240万円までは、30万円以上は余りが出る見込みでしたので、その分を今回活

動補助金に増額をしています。逆に、謝金は30万円まだ減額するべきですが、年度末にまた最終的に見込みが出ましてから、3月に減額補正をしたいと思います。

○4番（福本 悟君） わかりました。では、最後の質問になります。21ページです。保健衛生費の中の時間外について伺わせていただきます。今回、時間外のほうは、21ページですけれども、39万7,000円、保健師協議会の事業として時間外を補正予算しますと。この保健師協議会の事業は町の事業ということで、時間外の説明を求めたいと思います。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） この時間外につきましては、熊本県の保健師協議会という組織がありまして、御船保健所管内の各5町村があります。その中で御船町が今年事務局を受けておりまして、その中でいろいろな研究・調査等を取りまとめて会議を行っている関係上、この予算を計上させていただきました。

○4番（福本 悟君） わかりました。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（井藤はづき君） 先ほども話題にあがりました定住支援員の件なんですけれども、歳出説明書の7ページです。こちらで内容は先ほどわかったんですけれども、積極的に活動していただいているようですけれども、中山間地域は面積も広くて、複数地域において同時並行で活動を進めていく必要があると思いますが、定住支援員を増員していくような考えはありますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

議員御指摘のとおり、定住支援員1人で活動されるには、中山間地域全体ということで、範囲が非常に広いと思います。まずは、地域の諸課題に対して2人目、あるいは3人目の支援員にどのようなミッションを課して解決を目指していくか、まずは活動基盤とか、活動内容、こういったものを十分詰めた上で、増員するかどうかということを決めていきたいと思います。

○2番（井藤はづき君） 次にいきます。説明書の10ページ、こちらにマイナンバーカード交付促進のための郵便局への委託料ということで38万4,000円出ていますけれども、まずこちらの説明をお願いします。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

マイナンバーカードの交付率や取得率を上げるために、今回新たに郵便局に事務を、申請事務を委託することとなりました。内容としましては、七滝郵便局と御船上野郵便局

の2カ所に委託をするものとなります。契約としましては、九州郵政局の九州支店と契約をいたす予定としております。

事務の内容ですけれども、まだ申請がお済みでない方に対しまして、国から封書で送付されました申請書一式を郵便局に持って行っていただきまして、郵便局員が写真撮影をいたしまして、申請書の記入の仕方までを支援をいただいて、郵便局のほうで申請書を取りまとめていただきまして、町に提出していただくという流れで考えております。

簡単に言いますと、申請作業が最初から最後までできると、郵便局に行けばできるということになります。

○2番（井藤はづき君） では、今町の窓口でされているようなことを郵便局でもできるようになると認識していいですね。そうしましたら、玉来郵便局とか水越簡易郵便局にはなると思うんですけれども、そういったところでは考えていらっしゃるのですか。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

確かに、玉来郵便局とか水越郵便局もありますけれども、今回、九州郵政局の傘下であります七滝郵便局、それから御船上野郵便局から御提案がございまして、内容が素晴らしいものですので、また山間の方が役場まで来られるというのが厳しいところがありまして、今回、御提案に基づきまして、補正ということで提案させていただきました。玉来郵便局と水越郵便局の管内も山間地区で役場に来られる方、必要がある方はいらっしゃるんですけれども、玉来簡易郵便局それから水越簡易郵便局につきましては、九州郵政局の管轄外ということで、個別な対応をしなければならないというところがございますし、日頃の郵便業務を行いながら、マイナンバーカードの業務をちょっとしにくいのではないかと、いうところが、こちらで直接確認はしておりませんが、人数も簡易郵便局ということで、限られているところもございますので、今回は特定郵便局に補正を計上させていただいております。

○2番（井藤はづき君） とてもいい取組みだと思いますので、効果がありそうであれば、玉来郵便局とか水越でも実施することを考えてみられてください。

続きまして23ページ、こちらに先進地視察研修旅費ということで26万7,000円が出ています。ごみ処理施設整備に伴う地域活性化の取組みの先進地視察とありますけれども、このどのような取組みを視察されるのでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

予算の承認をいただいておりますので、先方との調整はこれからでありますけれども、視察先としまして、廃棄物処理施設から作り出される電力などを活用するための電力自営線などを事業者が整備をして、公共施設や周辺エリアにもエネルギー供給をする取組みが実際に行われております、東京都武蔵野市それから埼玉県越谷市などを検討しているところです。

また、当該施設につきましては、建設などへの過程において、周辺住民や有識者等による協議会を設置し、地域と一体となった施設づくりをされていることから、このような部分も参考にさせていただきたいと考えています。

○2番（井藤はづき君） 電力自営線というのは、自分なりに営業の上での自営ですか。ということは今回は電力をどう活用していくかということを中心に見てこられるという予定でしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

当該事業計画におきまして、エネルギーの活用というものは重要な部分であります。また、エネルギーを活用して地域を活性化している、その様子を実際にお伺いをし、参考にすることは重要なことだと考えておりますので、まず、その点について研修させていただき、さらには、先ほど申しましたとおり、その過程において実際地域と連動をして施設づくりがなされているということがありましたので、その分も参考にさせていただきたいと考えております。

○2番（井藤はづき君） わかりました。地域住民の方々と環境負荷とか、そういった面で御懸念の多い部分でもあると思うんですけれども、そういった方面の視察研修とか、そういったことは今後考えていらっしゃるのでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

今後、当町においても環境アセスが実施されていく中で、まずはじめにエネルギーを活用した視察をさせていただいて、今後は環境負荷の軽減であったり、様々な取組みがなされている先進地を視察研修させていただければと考えておりますので、今後引き続き御提案をさせていただきたいと考えています。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） まず、先ほど福本議員からも質疑がありましたが、お買い物事業の件ですけれども、このお買い物事業、今、プレミアム商品券とお買い物券5,000円が配布さ

れたところですが。実際にまだこれは1月末までということでやられているんですが、この検証もまだ終わってないのに、もうこうやって補正が出てくるというのは、これは何か、どういう理由でしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

この予算を提案させていただいた経緯につきましては、先ほど企画財政課長から答弁があったと思います。我々も一応いろいろなことを考えまして、切れ目ない支援を行いたいということもありまして、この時期に予算を提案させていただいているということになります。

○10番（田上 忍君） 切れ目ないと言われましたが、今進行しているコロナ対策のプレミアム商品券、そしてお買い物券の事業が、まだ1月末までということで、まだもうちょっとありますね。これに対しては、結局もう何も検証しないで、もう次のに走ってしまうということになるわけですね。諸問題があるかと思うんですよ。その辺は、今後どういうふうなというか、何か起こったらどうやってクリアされていかれるのでしょうか。

実際、今度のお買い物券については、これはどういう額面のものを今考えられていますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、今現在お買い物券の事業を実施しておりまして、その検証ができていない状況ではあります。ただ、今現在も若干ではありますけれども、いろいろ御指摘をいただいている部分もあります。そういったところを検討しながら、新しい第2弾の事業をやっていききたいと考えております。

それから、額面ですけれども、今回は1枚500円のチケットを20枚つづりで1万円分を各御家庭に郵送するという形にしております。

○10番（田上 忍君） わかりました。500円の額面であれば、利用者側にとっても、あとお店にとっても、使い勝手はいいのではないかなと思います。実際に今プレミアム商品券は1,000円の額面ですね。これは利用者側にとっても不便であり、そしてお店にとっても不便ではないかと思います。だから、こういう検証もやはりある程度やった上で、次に進むべきではないかなと思ったところです。

次にいきます。あと予算説明書の中で、おためし移住ハウスの新設とありますが、その説明をお願いします。7ページです。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

おためし移住ハウスの取組みについては、既に1件、1カ所やっているところですが、新たにおためし移住ハウスの制度を設けました。ここに書いてありますように、複合型宿泊施設Mifune Terraceなんですけれども、ここに6部屋を借りまして、3泊4日素泊まりの料金設定として活用させていただきたいと思っております。

○10番（田上 忍君） わかりました。おためし移住ハウスについては、先般の一般質問でも言いましたけれども、中山間部のほうもぜひ考えていってほしいと思うところです。

続いて10ページに、井藤議員からもありましたマイナンバーの件ですが、今議会で今約50%取得率ということだったんですけれども、今年度どれくらいを目指されていますか。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

国は、今年度におきましてほぼ全ての国民がマイナンバーカードを取得するという目標を掲げておられますので、町におきましてもこの目標に沿って今後も、先ほど御説明いたしました、今回の補正で上げておりますような郵便局での申請とか、また公民館等の出張申請等を今後も行いながら、目標に近づいていきたいと考えております。

○10番（田上 忍君） それはすごいことだなと思います。何とかそういくことを願っておりますが、あとはまだ御船町では、コンビニでの住民票の取得とか、そういうサービスが行われていません。これは実際御船町の方がマイナンバーをどれだけ取得したらそういうことをやっていきますか。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

昨日の増田議員の一般質問の中でもお答えしておりますけれども、まず現在の取得率は約50%となっております。このコンビニ交付につきましては、パーセントは考えておりませんが、増田議員の一般質問の中でも答弁しておりますけれども、令和5年度内の事業の、コンビニ交付の事業を始めることを目途としまして、令和5年度の予算計上を今後検討していきたいと考えております。

○10番（田上 忍君） というと、取得率とは関係なく、コンビニでのサービスをやっていくということでよろしいですね。

○町民税務課長（畑野英樹君） 令和5年度の予算計上を検討していきます。

○10番（田上 忍君） 検討ではなくて、実施の方向でお願いしたいと思います。

それから49ページに、Jアラートの設備改修ということですが、その説明をお願いいたします。

○総務課長（野口壮一君）　今回、長周期地震動をキャッチしていち早く避難を呼びかけるものであります。今現在は、断層のずれあたりがあつて、地震が起きる際にはそれをキャッチして、今防災行政無線それからスマホあたりに、Jアラートで流れてくるわけですが、この地震動というのがかなり周期の長いゆっくりとした揺れをつかんだときに、それをキャッチして早目にJアラートで情報を流していくというものであります。

想定として、南海トラフ地震のような規模の大きい地震発生に対応ができるようにということで、令和5年2月から運用開始を図っていくという内容であります。

○10番（田上 忍君）　それでは、続いて56ページに、木倉小学校の児童数が増えたということで、机と椅子の追加購入とありますが、教室自体はどうなのでしょう。足りている状況なのでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君）　お答えします。

木倉小学校の児童が増えている点なんですけれども、本年度特別教室の改修と増築工事を行います。もう入札も終了しております。来年度、校庭のほうに増築を予定しております。

○10番（田上 忍君）　わかりました。では、最後の質問になりますが、60ページに、七滝社会教育センターの設計委託料ということで出ておりますが、700数万円出ております。何か高額のように感じるんですが、この点の説明をお願いします。

○社会教育課長（緒方良成君）　お答えします。

これは一般質問でも説明をいたしました。今回の解体につきましては、学校の解体ということで、建物の敷地が広いということで、多くの部材を使っております。その部材につきまして、解体の数量をまず拾うという作業と、アスベストも、これは昭和52年に建設されたものでありますので、当時からのアスベストが使われていると予想されますので、アスベストの調査分析それから除去の工法の検討、そういうものが入ってきますので、通常よりもアスベスト関係でものすごく項目が増えるということで、高額になったということになります。

○10番（田上 忍君）　あと、これはプールも入っているんですね。それと、あの中に残されたものもあるよということで、一般質問で答弁がありました。その中に、化石というか岩石もあるということだったんですけれども、こういう岩石も産廃として撤去するわけなんですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

一般質問の中でちょっと訂正させていただきますが、岩石につきましては学習体験で使いますので、岩石は処分はしないということになります。

○10番（田上 忍君） 最後になりますけれども、この岩石ですけれども、今回処分しないということに今答弁がありました。この岩石類というものは、産廃とかそうもので処分できるものなのでしょうか。これは環境保全課のほうがよろしいんですかね。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

事業活動で出た廃棄物については、産廃として取り扱われます。当然岩石について処分するのであれば産廃扱いということになりますけれども、当方でそういった前例を持ち合わせませんので、そこは確認をさせていただきたく存じます。当然、岩石については、再利用して使うものもあるでしょうし、現場に戻すということもできると思いますので、捨てるということではなくて、自然に帰すということが適当ではないかと承知しております。

○10番（田上 忍君） 以上です。

○議長（池田浩二君） これより、11時20分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時12分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○3番（宮川一幸君） 1件についてお伺いします。説明書の10ページですかね、マイナンバーカードの件です。今まで何回か質問があっていますが、全ての国民にマイナンバーカードを申請させるという形で答弁がありました。これはうちの話なんです。母が病院に入院しとって、結局マイナンバーカードの申請をしたんですが、なかなか体も動かない状態なので、もう目もなかなか開けない状態で、申請を2回、3回ほどスマホでしたんですが、結局は申請ができなかったという形があります。そういった方には、今後どうやって対応されていくのかという形で、なかなか、こっちは申請するつもりがあっても、結局国が申請を受け付けないという形で、こういった、したくてもできないという方が何人もいらっしゃる、多分あっているのかと思うんですが、そういったことについては、対応は

今後どうされていくのか、お伺いをいたします。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

マイナンバーカードの申請交付につきましては、国の通知をもとに業務を行っております。今回、議員がおっしゃられるようなケースにつきましても国に確認をいたしまして対応を行っていきたいと思います。

○3番（宮川一幸君） せっかくマイナポイントをもらおうと思って頑張っていたんですが結局できなかったという形で、非常に残念ですが、そういった方もいらっしゃると思いますので、国にいろいろ相談されて、昨日の増田議員の一般質問の中でも代行でできるような話になっているような形でもあるんですが、そういったのを一日でも早く対応していただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

○1番（中城峯雄君） 1点お尋ねです。要望になるかと思いますが、34ページの農林水産業費で有害鳥獣対策補助金が計上されておりますけれども、これは高木の高山地区、高山地区といいますとチサンゴルフ場があるあの集落ですけれども、去年の8月、9月頃相談を受けまして、高山地区もイノシシの被害が深刻に数年前からなっております。それでワイヤーメッシュを要望していたけど、それが10月の末しか来ないと、これじゃ稲刈りも終わっている、何とかならんだろうかと。稲刈りが終わってからメッシュを張ったって何にもならないということで、私早速井上課長に相談して、井上課長がすぐ調整してくれて、何とか9月末に張ることができて、農家の方も安堵をしております。また来年も同じことが起きやせんかと懸念しておりますので、国の補助金の関係もあると思いますが、やはり農家の実情を訴えて、事務的にするだけではなくて、やはり本当に役に立つような支給の仕方をぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

国庫補助事業の電気柵の補助事業の件だと思いますが、こちらは、どうしても国の交付決定というのが来てからでないと動けないということで、今回毎年同じような状況になっております。

昨日の井藤議員の一般質問の中でもお答えしておりましたが、九州農政局から来庁された折に、鳥獣被害対策というところでもお話ししておまして、この交付決定をもう少し早く、地域の声を聞いていただいて出してもらえないかということは、国には要望しております。

○1 番（中城峯雄君）　お願いします。

○9 番（福永　啓君）　何点か質問いたします。まず5 ページなのですが、財政調整基金、先ほどふるさと応援基金、これについては13億円現在あるということでしたが、今回、この補正予算をもちまして、現在の積立額、そして喫緊の積立額の推移を兼ねて、御報告をお願いいたします。

○企画財政課長（本田隆裕君）　お答えします。

今回補正予算を認めていただいた後の補正後の予算ベースで申し上げます。まず、令和3年度末の残高が14億1,812万6,000円でした。令和4年度の今現在の取崩額が1億137万5,000円です。今回、補正後の積立額が4億521万7,000円ですので、差引き17億2,196万8,000円となります。

○9 番（福永　啓君）　額にして潤沢な額になっていると認識いたしました。

次6 ページです。復興祈念モニュメント作成委託料が減額補正されております。ここにも幾つか理由が書いてあるのですが、設置に関して、どのような理由でこのような減額補正となったのでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君）　お答えします。

当初予算では、復興の鐘の制作と設置工事の予算を組んでおりました。この中で、復興の鐘については制作済であります。設置工事については再検討することとしました。再検討の理由としましては、当初予定していた土台ですね、鐘の土台ですけれども、設置場所をふれあい広場内のブルック像の横に考えておりました。しかしながら、景観上不都合がないか。また場所を、例えば防災公園などに設置する方法もあるのでは、また固定式ではなくて、可動式も考えられるというようなことも検討いたしまして、いったんゼロベースで考え直そうということにしまして、今回補正予算を計上しました。

○9 番（福永　啓君）　震災のモニュメントといいますのは、東日本大震災等でもわかりますとおり、本当に100年、200年と残っていくものでもございます。実際に高木の神社の前に、石柱が建っていて、100年前に地震が起きましたよというのが文字として書いてあったのですが、それが全く伝わっていなかったというのもございますので、これは最終的な設置方法ですね。ここにしますという設置方法をする場合には100年、200年、そしてその後の方が、きちっとこれは何だろうかでもよかったですよ、ちゃんと残るような形で設置を検討していただきたいと、そうすべきものだと考えます。よろしくお願いします。

続きまして23ページ、先ほども先進地視察の件、ごみの件がございましたが、先ほどの御説明ですと、全てやはり、先進地視察といいますのは議会でもそうですが、うまくいっている場所、順調にやっている場所、参考にできる場所を視察するのが一般的ではございます。ただ、今回のケースに関しましては、日本全国で頓挫している場所もございましたし、いろいろ課題が生じていた場所もございました。そのあたりに関しましては、やはり今回、双方の面から研修する必要性もあるのではないかなと考えますが、今後の研修も含みまして、そのように一定程度課題があったところ、そういうところに関しましての研修等、これも組み入れるべきではないかなと思いますが、そのあたりの考えというのはいかがお考えでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

今後行います研修先の選定につきましては、何を学びたいか、それからその目的に応じて変わってくるものと考えております。ですので、議員御指摘の部分については参考にさせていただきたいと思います。いずれにしても、うまくいかなかった事例なども含めて、情報収集には努めてまいりたいと考えています。

○9番（福永 啓君） それはぜひ情報収集を進めていただきたいと思います。

次に30ページ、これは熊本県ため池協議会設立に伴いと、何かの新しい協議会が熊本県で設立されたように、これを読めるんですが、これまで御船町でも県の補助金等を使い、ため池のマップとかを作っていました。このため池協議会というのは、これは設立の理由、設立の意味、そしてここで何をするか。これをしたことによって御船町はどのように変わっていくのかとか、そのような概要を簡潔にわかりやすく説明をお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） 説明いたします。

今回の補正につきましては、防災重点農業用ため池、こちらは要件としましては、ため池が決壊した場合、100メートル未満の浸水区域内に家屋とか公共施設等があるなど、4つの基準に該当しないため池の調査を行うことを目的として、令和3年度に県内の農業用ため池の調査を行うために、熊本県ため池協議会が発足されております。そちらに対する負担金でありまして、本町におきましては、42の農業用ため池がありますが、14カ所につきましては、防災重点農業用ため池に指定されておりますので、残り28件の調査を行うための補正予算ということで、それを協議会で実施されますので、負担金を上げております。

調査の内容につきましては、ため池の位置、管理者、堤の高さ、長さ、貯水位、管理状況、劣化状況、法面状況などの調査を今年度から行われます。なぜ12月補正になったかといいますと、令和3年度に協議会が設立されて、負担金等の調整に時間を要したということで、12月補正に計上されております。

なお、この事業につきましては、令和4年度から令和8年度まで実施されますので、年間、今回補正で上げております10万8,000円は毎年負担金が発生するという状況となっております。

○9番（福永 啓君） すみません、今の説明をもとにしますと、その20幾つの、これまで調査されてこなかったため池の調査をするための協議会に入れる負担金と聞こえたんですが、年間御船町が10数万円を支払うだけで、変な言い方なんですけど、その20幾つのため池の調査ができると理解していいか、またこのほかに予算が出てくるのか、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらにつきましては、先ほど答弁しましたが、令和4年度から令和8年度までに実施されますが、協議会に対しましては町負担金また国からも、金額はわかりませんが、国からの補助金があるということで賄えるというところで、こちらのほうは伺っております。

○9番（福永 啓君） 協議会を作って、町からは10何万円のできるのであれば、大変決断としてはよかったかなと思います。

次38ページ、ちょっと確認なんですけど、ここの御船町運動公園グラウンドというのは、御船町運動公園といいますのはまずどこのことでしょうか。御船町の町営グラウンドのことなのか、どこなのかというのがわかりにくかったので。それと、これについては、もしかしたら昨日福本議員がおっしゃったのかなとは思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

こちらの場所につきましては、高木の昭和保育園があります。その先に鳥獣保護センターの手前にありますグラウンドということになります。昨日福本議員が質問されたところと同じ場所ということになります。

○9番（福永 啓君） 了解いたしました。次に40ページ、これは幾つかふるさと納税ですと

か、まず40ページの上のほうからお聞きします。委託料、これが設計業務委託で1,000万円ほど出ております。これは実績で1,000万円といいますと、工事の額にすると相当高額になるのかなと思いますが、この工事内容及び場所とかについて、簡潔にわかりやすく説明をお願いいたします。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

こちらにつきましては、通学路安全点検また地元のほうからも側溝のふたがけの要望が出ておりました、町道の小坂線、久保万ヶ瀬線の側溝の整備及びカラー舗装に係る測量設計業務委託になっております。工事の規模額としましては、側溝の改修費用として3,400万円程度を予定しているところです。設計費が高額になっている理由としましては、測量業務が入っているということです。道路の横断、縦断ですね、そちらの測量も必要となっておりまして、側溝を整備するための測量業務が入ったことによって、かなり額のほうは高くなっているということになります。

延長が約580メートルです。カラー舗装を45センチの幅で整備をしたいと考えております。

○9番（福永 啓君） そうしますと、下のほうの240万円カラー舗装、これはまた別のカラー舗装ということでしょうか。

○建設課長（島田誠也君） 先ほど説明したものが小坂小学校から秋只橋に向かっての方向になりまして、ここの下のほうのカラー舗装は、小学校からモンパリ側に向かってのカラー舗装ということになります。

○9番（福永 啓君） 了解いたしました。次に同じところなのですが、ここの工事請負費の中にふるさと納税というのがあります。特に下のほうの令和4年の豪雨等により、町道法面の崩壊対策工事が必要となったためと。これは災害対策のように思えるんですが、災害対策にふるさと納税を、このふるさと納税というのは単費になりますよね。これをふるさと納税から全額支出されている理由、これはなぜでしょうか。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

こちらは、今令和4年度の豪雨等によりと記載がなっておりますが、その以前から、こちらの道路法面につきましては、石垣の一部にはらみやずれというのが見られておまして、すぐ隣に民家があることから、地区のほうからも何らかの対策を講じてもらえないかという御相談が寄せられておりました。その際に、まず応急的に丸太による仮土留め

という形で対策をしております、その丸太の仮土留めが近年老朽化によって腐れてきていると、また崩れる心配があるので何とかしてほしいという御要望が寄せられております。

本来であれば、災害復旧工事に該当させたいところではありますが、災害復旧工事というものは、ある年度の何月何日の時間雨量何ミリ以上の場合に災害復旧工事としての認定がなされますので、こちらは以前に維持工事を行っているものを再度維持工事をやり直すという部分で、災害復旧工事には該当しないということで、ふるさと納税を充てさせていただいているという状況です。

○9番（福永 啓君） よくわかりました。これが最後かな、42、43ページの補償費、社交金の補償費というのが幾つかあるんですが、これは水道管とか移設とか補償費と書いてあるんですが、誰に対して、なぜ補償をするのでしょうか。

○建設課長（島田誠也君） こちらの2件につきましては、建設課における道路改良工事におきまして、水道管に影響があるという工事をするために、水道事業会計に対して一般会計から、その水道管の移設であったり仮設管を設置してもらうための費用を補償するものになります。あと、電柱は九州電力に対してということになります。

○9番（福永 啓君） 町有の財産を移設するわけですから、民間に対して補償するのではなくて、町が一般財源から水道の特別会計のほうに補填するという形のみですね。一般に対する補償は、電柱はそうですけど、この水道管に関してはないということですね。はい、わかりました。了解しました。

○10番（田上 忍君） 1点だけ、先ほど福永議員が、カラー舗装関係で、通学路の安全点検の上でのカラー舗装をされるということで、答弁がっておりますが、このカラー舗装もとても重要だと思います。それよりも、江藤歯科の前の歩道、これはガタガタしていて、この辺を子どもたちはいっぱい通るんですよ。これのほうがもっと危ないと思うんですよ。こういうところは、補修とかはどこがされているのですか。歩道のガタガタしているところ。わかっていると思いますが。

○建設課長（島田誠也君） 江藤歯科前のカラー舗装の凸凹になっている部分かと思います。私も非常に気になっているところではありました。取って付けたような答弁になりますが、今週改修工事を行うようにしております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（井藤はづき君） すみません、そのカラー舗装なんですけど、45センチって大体どの

くらいなんですか。社会福祉協議会前にもカラー舗装があるじゃないですか、御船小学校から。あそこがどのくらいの幅になるのですか。あれよりもちょっと狭いのかなと感じたんですが。お願いします。

○建設課長（島田誠也君） 恐らく社協の前はかなり広いのではないかと思います。45センチというのは、一応外側線の3倍分ぐらいという認識ですが、場所によっては、外側線の外から道路境界までの敷地の問題もあります。広く引けるところは広く引きたいと思っていますが、狭いところはどうしても用地の関係もありますので。基本的には45センチを確保したいというところで進めたいと思っています。一般的に里道が、人がすれ違える程度が90センチとなっていますので、人1人が通れば、半分の45センチは確保したいなというところで進めております。

○2番（井藤はづき君） このカラー舗装というのは、片側だけですか、両側ですか。

○建設課長（島田誠也君） 片側だけを予定しております。

○2番（井藤はづき君） ではその45センチは、この道路の中で、45センチしか最大で取れなかったということなののでしょうか。もう少し頑張ったらもう少しは取れるとか。通学路になると思うので、できるだけ広いほうがいいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○建設課長（島田誠也君） 先ほども申しましたように、道路用地の関係もございしますが、最大で取れるとことは60センチ程度取れるところもあると。取れないところは20センチ程度しか取れないという場所もありますので、できるだけ45センチは確保したいんですが、場所によっては20センチぐらいしか取れないところもあるという状況です。

○8番（岩永宏介君） これの補正予算、第8号と書いてある。これの5ページの債務負担行為補正、そこの追加として、5ページに7つありますけど、後のほうにもあります。これに対して、主に2点ですお聞きしたいと思いますが。

まず、7番のところに、学童保育事業木倉分、令和5年度1,100万円です。これの説明をお願いしたいです。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

木倉放課後児童クラブの運営につきましては、現在保護者会により運営をされております。しかし、来年度以降の保護者会での運営が困難なことから、令和4年10月にクラブ運営の外部委託に関する要望書が、保護者会から提出をされました。

これを受けまして、来年度開始前に、クラブ運営業務の事業者の選定、契約に関する

事務執行に関しまして、債務負担行為の設定をせずに準備行為を行うことができないことから、今回の債務負担行為の追加となりました。

○8番（岩永宏介君） 今のはわかりました。それから今度は全体的に、この債務負担行為の中に、公用車のリースが幾つかあるんですが、これは来年度の令和5年度から令和6年度というのが幾つかありますね。それから令和5年度、令和7年度までの3年間の契約になっているのがありますが、債務負担行為になっているのだろと思うのですが、これはどういうことでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 公用車に係る債務負担行為で2カ年のもの、それから3カ年にわたるものということで記載をしているわけなんですけど、2カ年にわたる公用車のリースについては、令和5年4月から6年3月までという2年間、3カ年にわたっているものは年度途中でリースの切替えをしているものもありますので、令和5年10月から令和7年9月までの3カ年にわたるようなものにはこういう表記というものになっております。

○8番（岩永宏介君） そうですね。そういうふうになっていると思うんですが。そうしたら、この年度で仮にその次に、もうその車が古くなって更新するようなものの中にもありますか。

○総務課長（野口壮一君） 総務課と各課で債務負担を上げておりますので、そこまで詳細にはわからないんですけど、ほとんどが古くなるまで再リース、再々リース、また三度目の再々再リースというようなもので、今までリースとして借り上げていたという現状ではあります。

○8番（岩永宏介君） 今、これは正確に御存じなくてもいいんですが、古くて更新時期を迎えたのもあると思うんですね。軽自動車とかあんまり長くは使えないというのもあると思うんですが。私はこれについて、更新を、今度は新しいのに更新する機会もあると思うんですが、それに関して一言申し上げておきたいのは、今の地球温暖化とか、あるいはSDGsの観点から、できるだけ地球環境に負荷の少ないといえますか、そういう電気自動車等、そのあたりも考慮に入れていく考えていくべきだと。こういうSDGsなどというのは、いわゆる行政が指導するというか、そういうのが非常に、極めて大事だと思うんですね。だから、更新が出てきた車においては、役場が率先して、1台、2台でも、できるだけ多くの電気自動車等に契約を切り替えて、そして、役場がSDGsに対して取り組んでいるんだというのを町民の皆様にも知っていただくといえますか、そういうことがやはり何か、

そういうことをやってほしいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 今議員が御指摘のとおり、本町においてもSDGsあたりをと  
えておりますので、そういう方向性をもって、新しく更新時等にはその辺を考慮していき  
たいと考えています。

○7番（森田優二君） 説明書の7ページですけれども、先ほど質問が出ておりました、  
Mifune Terraceのおためし移住ハウスです。これの中身とかの説明はなかったと思うんで  
すけれども、申込方法や基準というか、そういうのは何か設けられているのですか。とい  
うのは、単純に旅行として申し込むということも考えられると思うんです。そういった場  
合の、単純に旅行使用ではないんですよ。要するにおためしハウスなんですよというところ  
の、そこらあたりの基準というか、そこらあたりはどういうふうに考えておられるかを  
お尋ねします。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

おためし移住ハウスをまず利用する場合には、事前に連絡をいただいております。そ  
こで電話口ではありますが、「どういった目的で今回利用されますか」ということで、「御  
船町への移住を考えています」ということをまずお聞きした上で、正式に申込書の書類を  
お渡しします。その書類に、何人の御家族で、いつから何日間いらっしゃるのかというこ  
とを詳細にお聞きした上で、これは本当に移住希望を考えていらっしゃるなということ  
を判断した上で、受付を正式にやっております。

おためし移住ハウスを利用された後に、うちのほうから、例えばガソリンスタンドと  
か、あるいはショッピングセンターといったところの案内をしています。おためし移住ハ  
ウスの利用が終わりましたら、感想を聞いております。「どうでしたか」ということをで  
すね。「今後、御船町に移住する気持ちがわきましたかとか」、こういったアンケートも  
実施しております。あと、必ずおためし移住ハウスを利用するに当たっては、移住相談を  
するという条件としております。

○7番（森田優二君） たしか一丁目にも移住ハウスがおためしであったと思うんですけれど  
も。そういうところを利用するよりも、やはり今度のMifune Terraceあたりを利用して、  
そして町内をいろいろ回ってもらいながら考えてもらおうと、これも私としてはいいことだ  
ろうと思っています。ただ、さっき言ったように、単純な旅行目的というのだけはいか  
がかなと思いますので。

それとMifune Terraceが今出てきましたけれども、たしか先日、協定を結ばれていると思うんです。新聞に出ておりました。そこらあたりの内容を、どういった内容になっているのか。それからこの移住ハウス以外にも、何か今後利用しようという思いというか、そういうのはあるのでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

先般、御指摘のとおり協定を結びました。御船町との連携については、包括連携協定ということで、まずは大枠で協定をしましょうと。今後、個別にいろんなことを協力していきましょねという、まず申し合わせになります。

例えば、今おっしゃいましたおためし移住ハウス、こういったことを活用していただくのも1つの協定の一部だと思います。それから、防災協定です。こういった防災関係についても協力をしていただくように話をなされております。例えば、大規模な災害時に避難者それから県外からいらっしゃる支援者、こういった方々にホテルを利用してもらうような計画もされております。

○7番（森田優二君） たしか防災関係も協定が結ばれていたと思うんですけどね。それはいいですけど。やはり、せっかくビジネスホテルをこの御船町に建ててくれましたし、企業版のふるさと納税も昨年度からしてもらっています。そこらあたりはやはりお互いがいろんな関係が、いい関係が持てるようなことを今後考えていけばいいのではなかろうかと思っております。

それともう1つです。25ページ、ここにコロナワクチン関係です。これが4,600万円ほど返還金が発生しておりますが、これについての説明をお願いします。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） お答えします。

コロナワクチンの返還金、これは説明書に書いてありますけれども、これは年度ごとに実績をもとに返還をしています。当時は全町民、全住民を対象にやった関係上、その接種率あたりも踏まえて結果が出ているところです。それと併せまして、私たちは集団接種に伴う経費あたりも委託の業務に関しまして、スピーディにかつ安心・安全な体制をとり組んでまいりました関係上、若干その期間が短くなった。経費でもなったということで経費を少し削減されたということで、この返還金が発生しております。

○7番（森田優二君） 私がなぜこれを言ったのかというのは、たしか土曜、日曜あたりは、職員あたりもかなりな人が出ておられたと思います。どっちみち業務委託は職員を出さな

くても、ほかに一緒に業務委託してから人を出してもらえば、わざわざ土曜日、日曜日、職員が出る、そういうあれも考えんでよかったんじゃないかなろうかなと。やはり有効活用を考えると、そこらあたりがどうだったかなという思いがありましたので、これを質問したのです。

そこあたりはどういうふうにお考えだったのですか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君）　うちのほうの集団接種につきましては、当初、職員も応援いただきまして、職員が中心になって一丸となってやりたいということで始めたんですけれども、委託の考えが当初なかったというのが反省の指摘です。今後、いろいろな市町村、県の状況も見ながら、委託の業者があったということがわかってきて、スポーツセンターでは委託の業者を設けまして、それを利用して、職員の負担を減らしたという現状です。

○7番（森田優二君）　確認ですけれども、これは去年の分でしょう。今、課長が言ったのは、当初は去年一昨年でしょう。そうではないんですか。もう今でもというか、去年はかなりやはり土曜、日曜は職員の方が出ておられたと思うんです。だから、今言ったんですよ。そこらあたりを考えるなら、もうちょっと委託のほうの人数を増やしてもらってでも、頼んだところに増やしてもらっても、職員の負担を軽減するという考えは当時なかったのかなという質問でした。

○健康づくり保険課長（作田豊明君）　集団接種はスポーツセンターで一昨年、2021年の5月から始めておりまして、当初は職員のほうでスタートしたということが、結果になりますけれども、その後、1回、2回、3回、4回と重ねるごとに、その委託業務が、以降委託業者があったということで、職員の負担も相当その年度年度でかかっていたので、それに切り替えた結果、こうして今計画的にやっているところです。

○議長（池田浩二君）　ほかに質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君）　すみません、予算書の中で私も見落としている部分があつて、これはわからなかった分なので、御説明いただきたいのですが。

債務負担行為の補正です。5ページ、予算書です。これは私が不勉強だったせいもあると思うんですが、本来債務負担行為と申しますのは、期間と限度額を定めてやるものだと思うのですが、この5番なんですけど、期間が解約の日までとなっていてまして、限度額が寄附金額の10%以内となっていてまして、期間と限度額がこのように書いてあるんですが。

これはこれでよろしいのでしょうか。期間が定まって、結局、解約の日だったら明日だって解約の日になるなと思ったし、寄附金額の10%以内というのは、これは割合であって、額ではないのではないかなと感じましたので。ここの記載の仕方についてですね。

あと、長期契約の場合は、そもそも債務負担行為は必要としないので、ここの5番についての書き方自体がちょっとわからなかったのですが、それについて、すぐわかるのだったらそれでも構わないんですが、わからなかったのだったら休憩後にでも構いませんし、御説明いただきたいと思います。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

議員御指摘のとおり、期間と限度額を定めるべきだと思うんですが、この契約行為については、特に終期というものがないので、毎年毎年相互の申出がなければ継続していくような性質のものでありますのと、この手数料についても、額が固まっていないということで、こういった表記にいたしました。

これまでは、単年単年で書類を4月1日からの4月1日に起案をして、大急ぎで準備するような対応をしていましたが、ポータルサイトが年々、ここ数年増やしてきましたものですから、なかなか4月1日に入ってから準備では間に合わないということで、前の年の、前年度の終わりぐらいから起案をして、契約行為に入りたいということで、この設定をしております。

○9番（福永 啓君） でしたら、逆に長期継続契約に当たるのではないかなと。そもそもの債務負担行為は、だから先ほど申し上げましたように、これが期間と限度額を定めてというふうに法律上なっておりましたので非常に気になったところなのです。これは果たして期間として定まっているのかなと、限度額として定まっているのかなというところが。

ですから、債務負担行為の補正としての表記として適当なのかなというところが、ここを見たら、これがオーケーになってしまうと全部それでできるのではないかなと思ったのですが、これはちょっといかがでしょうか。1回、これが法的に適当なのかどうかというところは、私もすぐにはああそうですねとはわからないところですので、ちょっと課で検討していただくことはできませんか。

○企画財政課長（本田隆裕君） すみません、では休憩後に、お昼からまたお答えします。すみません。

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「答弁してないです」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 「質疑なし」から取り消します。

これより、1時10分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時09分 休 憩

午後1時10分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○企画財政課長（本田隆裕君） 午前中の福永議員の御質問に対して、お答えします。

債務負担行為については、期限及び限度額を定めて予算書を調整することが原則ですが、金額の表示が困難なものは、文言で表示してよいということが自治法で定められる記載例に表示してあります。また、他自治体においても同様の扱いでございます。したがってこの案で間違いありません。

○9番（福永 啓君） 私も実はこの休憩時間を使いまして、その記載例について確認はいたしました。確かにそのような記載例が書いてございます。ただ一方で、法律には期間と限度額を定めてと書いてあるから、まあ、普通に日本語で読めばこれはちょっとなかなか難しいのではないかなと思います。ただ、確実にこれは違法とは、私は言えないと考えていますので、他自治体でも実例があるわけですので。ですので、これは表記としてはこれは認めなければいけないかなと思っているんですが。1点、これを極めて恣意的に解釈をしまえば、期間とか限度額を、難しいからやれないよねとか、これは全部やはりこういうふうに書かなくても、こっちのほうがいいからやっておけばいいよねという御都合主義に陥ることがあるのではないかという懸念もあるんです。そこについては、現に戒めてほしいと思いますが、そのあたりの適用についてはどのようにお考えでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 本件につきましては、性質的には地方自治法234条の3に規定されます長期継続契約というようなものと同じような感じですが、御船町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例というものがあまして、ここに何点か例があるんですが、これにも該当しないということで、今回は債務負担行為として設定をしましたが、いずれにしてもおっしゃったように、事務については法令に基づきまして適正

に処理していきます。

○9番（福永 啓君） あくまでもここに表記することが困難な場合、つまりできない場合なんですよね。その特例に当たると理解します。ですので、こういうものが本当にそれできないのかということを吟味した上で、安易にほかの点にこのような表記を使用しないことが望ましいのかなと思います。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号、「令和4年度御船町一般会計補正予算（第8号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第39号 令和4年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） について

○議長（池田浩二君） 日程第13、議案第39号、「令和4年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号、「令和4年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3

号)について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第40号 令和4年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（池田浩二君） 日程第14、議案第40号、「令和4年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号、「令和4年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第41号 令和4年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（池田浩二君） 日程第15、議案第41号、「令和4年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号、「令和4年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第42号 令和4年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（池田浩二君） 日程第16、議案第42号、「令和4年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号、「令和4年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第43号 令和4年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）に

ついて

○議長（池田浩二君） 日程第17、議案第43号、「令和4年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号、「令和4年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第44号 令和4年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（池田浩二君） 日程第18、議案第44号、「令和4年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号、「令和4年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第45号 令和4年度御船町水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（池田浩二君） 日程第19、議案第45号、「令和4年度御船町水道事業会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号、「令和4年度御船町水道事業会計補正予算（第4号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 同意第1号 御船町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（池田浩二君） 日程第20、同意第1号、「御船町固定資産評価審査委員会の委員の選任について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号、「御船町固定資産評価審査委員会の委員の選任について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（池田浩二君） 日程第21、諮問第1号、「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（田上英司君） この推薦に反対する立場ではありませんが、勉強不足でちょっと教えていただきたいと思って手を挙げました。

まずまとめて質問しますが、本町の委員の方々は何人いらっしゃるか、その数です。非常に、聞くところによると手不足、大変な作業、法務局に行ったり来たりすることもあるでしょうし大変な作業、お仕事と思います。

委員の方々の任期、それから報酬、それから身分について教えてください。

○総務課長（野口壮一君） まず、御船町の人権擁護委員として委員の皆様は、総勢5名いらっしゃいます。任期は3年の任期になります。報酬については、委員の皆様については無報酬ということになります。委員の活動と役割ということで、住民からの相談を受けて問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員の方々と協力して、人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の方々に人権について関心を持ってもらうような啓発活動を行っていただきます。

それと、毎月第3水曜日にひばり荘で開催されている行政相談へも同席をしていただいて、相談に応じていただいているという状況です。

身分については、法務大臣からの委嘱ということになります。

○5番（田上英司君） 今、無報酬というお話でしたが、例えば、法務局に行ったり来たりされる。そういったものを含めると、日当的なものはないのですか。

○総務課長（野口壮一君） あくまでも報酬については無報酬という形になります。熊本法務局あたりにも行ったり来たりとかもありますので、それについては費用弁償で法務局からお支払いがなされるということになると思います。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、「人権擁護委員の候補者の推薦について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり適任と答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり適任と答申することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第22 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（池田浩二君） 日程第22、諮問第2号、「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第2号、「人権擁護委員の候補者の推薦について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり適任と答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり適任と答申することに決定されました。

ここで、社会教育課長の発言を許します。

○社会教育課長（緒方良成君） 本日の冒頭の森田議員からのグッズ販売の棚卸についての質問の答弁ですが、博物館におきましては、これまで棚卸の在庫の管理につきましては、個数の管理としておりました。森田議員から、在庫の金額についての質問がありましたが、この金額を出すには少々時間がかかりますので、後日改めて、提示をしたいと考えておりますので、本日は間に合いませんので御了承願いたいと思います。指示が徹底しておりませんでしたことにつきましては、お詫び申し上げます。すみませんでした。

○7番（森田優二君） これは、3年度の決算をもとに、私は一般質問でも使うからということで、9月からあれして、最終的には10月の議会の後、教育長から12月には間に合わせますということで話を伺っておりました。そして、まず今回の一般質問のときに、ペーパー1枚出てきた。そこから、その数字の整合性がわかるのをくれということと言ったんですけれども、それもすぐには出ませんでした。

今日、仕入と販売については数字が出てきました。何であるなら一括に出してくれないかなと。おかしいでしょう。

それと次に、在庫等棚卸、一番初めから棚卸はどうなっていますかということで、これは9月の前から言っていたと思うんですけども、この棚卸をした証拠というか、棚卸は必ず品名書いてから個数を書いてというのをするわけですけども、その原本を出してくれと言っても、どうもあるかないかわからないようなことを言われてはおります。これは、在庫品と突き合わせる、要するに帳面上の在庫品と実際の棚卸の在庫を突き合わせるには要るわけなのです。いろいろ言っても、あとは今言った在庫品は、単品の金額を入れれば簡単に出てきます。今日は間に合わないと言われますけれども、その作業は本当にしているのかなと。私はそういうね、もうしよんなかつですよ、疑わなければ。あれだけ言って、教育長も12月にはちゃんと間に合わせますと言われたのが、全然間に合っていない。もう、初日から報告も朝一番でなくて、後からあって、そしてそれももう結局はただ紙切れ1枚、言えば紙切れ1枚、どやんでも作られる紙切れ1枚です。やはり数字の整合性はきちんとつけて、こういうふうになっているですよということを、やはりそこまでせんと、議場で私たちが一般質問をしたりなんかして、それに対する回答は全然ないんです。もう

あつとらんということと一緒にですね。そこは今後気をつけてもらわないといかんと思います。

それから、在庫数はわかっている。金額もわからん。棚卸も本当にしてあるかわからん。そういう状態ですよ。よう決算ができるなと私は思います。あくまでも在庫品というのは、もう税金で買った、そういう品物なんですよ。それを、個数はわかっているばつてん、金額はわかりませんと。だから、私が一般会計で大丈夫ですかということを今までずっと言ってきました。もうちょっとそこらあたりもですね。

これはもう、社会教育課のみならず、この問題はもう全体で考えてもらわないと、これは大きな問題が起きる可能性もありますよ。そういうところは話をしながら、それは今はできないと言うなら仕方ないと言えば仕方ないですけども。それは作業しよるとですか。それだけ、作業しよるしよらんかだけお願いします。要するに、単価を入れて、もうエクセルだから、単価を入れればあとは簡単でしょう。その作業を今しよるか、しよらんか。それだけ教えてください。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

作業につきましては、博物館のほうに問い合わせをしております。

○7番（森田優二君） 問い合わせをしよりますと、だから私が聞いているのは、今その作業をしよるかしよらんか、その確認を取っているかということを聞いているんです。

教育長、どがんですか。そこを確認は取っているんですか。

○教育長（上杉奈緒子君） 今、博物館のほうで、その作業をしていると、私は考えております。

○7番（森田優二君） ただ、あんまり言いたくないけれども、部下思いで考えておりますはいいんですけども、確認を取ってないなら確認を取ってないと、それを言ってくださいよ。課長も一緒ですよ。課長は昼休みにちょっと会ってそういう話があったから、なんさま作業をさせてくれという話をしていたしました。間に合わないでも作業をしよるけど間に合わんと言うのと、もう作業もせんで間に合いませんと言うのと、その受け止め方は違うんですよ。やはり、議場での話ですから、そこはきちんとするべきと私は思いますよ。

以上で終わります。

○議長（池田浩二君） これで、令和4年度第7回御船町議会定例会12月会議の議事日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、この後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、令和４年度第７回御船町議会定例会12月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後１時３８分 休 会

地方自治法第 1 2 3 条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員